

企画総務委員会

令和7年6月27日

1 議案審査

- (1) 議案第29号 令和7年度千代田区一般会計補正予算第1号 【資料】
- (2) 議案第30号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (4) 議案第32号 千代田区特別区税条例の一部を改正する条例 【資料】
- (5) 議案第36号 西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事請負契約について 【資料】
- (6) 議案第37号 区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約について 【資料】
- (7) 議案第38号 区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約について 【資料】
- (8) 議案第41号 区立内幸町ホール改修工事請負契約について 【資料】
- (9) 議案第39号 災害対策用備蓄物資（食料）の購入について 【資料】
- (10) 議案第40号 議場会議システム及びAV機器の購入について 【資料】

2 報告事項

【地域振興部】

- (1) 富士見出張所及び区民館改修工事について 【資料】
- (2) 文化芸術プランの改定について 【資料】
- (3) スポーツ振興基本計画の改定について 【資料】
- (4) 新スポーツセンター基本計画について 【資料】
- (5) (仮称)新九段生涯学習館基本構想について 【資料】

【政策経営部】

- (1) 「ホームタウンちよだ応援事業」の寄附受付開始について 【資料】
- (2) 令和6年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて 【資料】
- (3) 令和6年度千代田区債権管理条例の運用状況について 【資料】

【会計室】

- (1) 令和6年度 各会計決算額（速報） 【資料】

3 その他

令和 7 年度一般会計補正予算案 第 1 号の概要

政策経営部 財政課

I 一般会計歳入歳出予算の補正

一般会計補正予算額 76,000 千円

一般会計補正後予算額 75,429,052 千円

【歳出】

1 安全・安心事業支援 6,000 千円

(1) 個人宅向け防犯機器等購入緊急補助 6,000 千円

昨今の防犯意識の高まりを踏まえ、個人宅の侵入盗被害防止を目的として、防犯機器等の購入・設置費用に対する補助を行うための経費について、追加の予算計上を行う。

2 過誤納還付金 70,000 千円

株式譲渡等の申告により発生した住民税の還付に要する経費について、追加の予算計上を行う。

【歳入】

1 都支出金 3,120 千円

(1) 防犯機器等購入緊急補助事業に係る区市町村補助金 3,120 千円

2 繰越金 72,880 千円

東京都の防犯機器等購入緊急補助事業について

1 背景・概要

東京都において、匿名・流動型犯罪グループによる凶悪な強盗事件が連続して発生しているため、住民の体感治安が悪化し、防犯意識が高まっております。

東京都が緊急かつ時限的に実施する「防犯機器等購入緊急補助事業」を活用し、区として補助金の上乗せを実施し、区民の安全安心を図ってまいります。

2 補助対象者

区内に住民登録があり、その住所に居住している世帯主又はこれに準ずるもの

3 補助対象品目

防犯カメラ、カメラ付きインターホン、面格子、人感センサー、防犯フィルム、ダミーカメラ、補助錠等の防犯機器

4 補助額

最大4万円（都、区の補助 各2万円）

5 想定申請数

150世帯

6 申請期間

令和7年7月22日～令和8年2月27日

※令和7年4月1日以降に購入した機器も本補助事業の対象

7 申請方法

安全生活課窓口、郵送、オンライン申請

過誤納還付金について

令和7年度の過誤納還付金は、過年度分と配当・株式譲渡分の計 180,000 千円を当初予算として計上していたが、配当・株式譲渡分について、株式譲渡等の申告による約200,000千円の還付が発生する見込みとなった。

今年度の執行見込みは、計250,000千円となり、当初予算に対し70,000千円不足する。還付金の支払いは、地方税法の規定に基づき遅滞なく行わなければならないため、これらにより発生した住民税の還付に要する経費について、追加の予算計上を行う。

1 執行状況の概要(今後の見込額を含む)

(1)当初予算額	180,000千円
(2)執行見込額	250,000千円
(3) <u>不足見込額</u>	<u>70,000千円</u>

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

改正育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）が令和 7 年 10 月 1 日付で施行されることに伴い、仕事と育児の両立を支援する観点から、職員の勤務環境の整備に関する規定を新設する。

2 改正内容

仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備

（条例第 16 条の 5 関係）

職員による仕事と育児の両立支援に係る制度の請求等が円滑に行われるようにするため、以下のとおり任命権者の措置義務について明記する。

内容
<ul style="list-style-type: none">・職員本人又はその配偶者等が妊娠し、出産したこと等を申し出た職員に対し、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等を行う。・3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等を行う。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日（一部公布日施行あり）

新旧対照表

○職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p>第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 （現行に同じ）</p> <p>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</p>	<p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p>第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>
<p>第16条の5 <u>任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>（2）出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>（3）職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u></p>	

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第16条の5第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

改正地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が令和7年10月1日付で施行されることに伴い、仕事と育児の両立を支援する観点から、職員の部分休業の取得形態を拡充するとともに、部分休業の承認の取扱いを一部変更する。

2 改正内容

(1) 部分休業の取得形態拡充（条例第15条、第15条の2、第15条の4関係）

部分休業の取得形態について、一会計年度につき「10日相当」の範囲内で取得可能となる形態（第2号部分休業）を新たに設ける。

【現行】

2時間	
-----	--

1日につき2時間の範囲内で取得

【改正後】

2時間	
-----	--

①1日につき2時間の範囲内で取得

（第1号部分休業）

1時間単位で取得（1日の取得も可能）

②一会計年度につき10日相当の範囲内で取得（第2号部分休業）

※従前の形態（1日につき2時間の範囲内で取得）を第1号部分休業とする。

※第2号部分休業において、非常勤職員については、「1日あたりの勤務時間に10を乗じて得た時間」の範囲内で取得可能とする。

※職員はいずれかの形態の選択が可能であり、条例で定める事由がある場合に限り、その形態の変更が可能となる。

(2) 部分休業の承認の取扱いの一部変更（条例第15条関係）

第1号部分休業（現行の部分休業）の請求がなされた場合において、勤務時間の始め又は終わりに限らず承認可能とする。

【現行】

2時間	
-----	--

勤務の始め又は終わりに取得

【改正後】

	2時間	
--	-----	--

勤務の始め又は終わりに限らず取得可能

- 3 新旧対照表
別紙のとおり
- 4 施行予定期日
令和7年10月1日

新旧対照表

○職員の子育休等に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の子育休等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「子育休法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに子育休法を実施するため、職員（千代田区立九段中等教育学校教育職員の子育休等に関する条例（平成17年千代田区条例第34号）第2条に規定する教育職員を除く。以下同じ。）の子育休等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（子育短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に子育短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第8条（現行に同じ）</p> <p>（1）から（6）まで（現行に同じ）</p> <p>（7）配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したこと、<u>子育短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の子育短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該子育短時間勤務に係る子について子育短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第14条（現行に同じ）</p> <p>（1）（現行に同じ）</p> <p>（2）勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>（<u>第1号部分休業の承認</u>）</p> <p>第15条 <u>子育休法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による子育時間又は勤務時間条例第16条の2第1項若</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の子育休等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「子育休法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに<u>第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに子育休法を実施するため、職員（千代田区立九段中等教育学校教育職員の子育休等に関する条例（平成17年千代田区条例第34号）第2条に規定する教育職員を除く。以下同じ。）の子育休等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（子育短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に子育短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第8条（略）</p> <p>（1）から（6）まで（略）</p> <p>（7）配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したこと、<u>子育休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の子育短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該子育短時間勤務に係る子について子育短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第14条（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>（<u>部分休業の承認</u>）</p> <p>第15条 <u>部分休業の承認は、勤務時間条例及び幼稚園教育職員勤務時間条例に規定する正規の勤務時間（前条第2号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による子育時間又は勤務時間条例第16条の2第1項若</p>

<p>しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>
<p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p>	<p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における<u>部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た</u></p>	

<p><u>時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間</u> <u>（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p>	
<p>（部分休業における給与の減額） <u>第16条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年千代田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第14条第1項及び幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年千代田区条例第35号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千代田区条例第13号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項及び第24条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては報酬額）を減額して給与を支給する。</u></p>	<p>（部分休業における給与の減額） <u>第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年千代田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第14条第1項及び幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年千代田区条例第35号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千代田区条例第13号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項及び第24条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては報酬額）を減額して給与を支給する。</u></p>
<p>（部分休業の承認の取消事由） <u>第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>（部分休業の承認の取消事由） <u>第17条 第11条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>
<p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。</u></p>	

千代田区特別区税条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)の公布及び道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の一部施行に伴い、規定を整備する。

2 改正概要

(1) 特定親族特別控除の導入に伴う改正

所得割の納税義務者が同一生計に親族等(19歳以上 23歳未満の者に限る。)を有する場合は、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

(2) 身体障害者等に対する種別割の減免のマイナ免許証導入に係る改正

運転免許証に代わり免許情報が記録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)を保有することが可能となることに伴い、身体障害者等に係る軽自動車税の種別割の減免申請に必要なものとしてマイナ免許証を加える。

(3) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の改正

加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、重量と価格による紙巻たばこへの本数換算を改め、重量のみで換算する方式とする。具体的には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

区 分	方 法
紙等の材料で巻いた加熱式たばこ	重量0.35gをもって紙巻たばこ1本に換算
上記以外の加熱式たばこ	重量 0.2gをもって紙巻たばこ1本に換算

3 施行期日

(1) 2(1)に関する規定 令和8年1月1日

(2) 2(2)に関する規定 公布の日

(3) 2(3)に関する規定 令和8年4月1日

※激変緩和のため、改正は2段階で実施する。

令和8年 4月から 改正前の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5

令和8年10月から 改正後の換算本数

4 新旧対照表

別紙のとおり

○千代田区特別区税条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区特別区税条例 （所得控除）</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同項及び同条第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（区民税の申告）</p> <p>第24条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の2第1項第3号及び第25条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額（以下こ</p>	<p>○千代田区特別区税条例 （所得控除）</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同項及び同条第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（区民税の申告）</p> <p>第24条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表</u></p>

<p>の条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>	<p>の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>
<p>2から8まで (現行に同じ) (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>2から8まで (略) (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第25条の2 (現行に同じ) (1)及び(2) (現行に同じ) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (現行に同じ)</p>	<p>第25条の2 (略) (1)及び(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略)</p>
<p>2から6まで (現行に同じ) (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>	<p>2から6まで (略) (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第25条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p>	<p>第25条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)及び(2) (現行に同じ) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (現行に同じ)</p>	<p>(1)及び(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略)</p>
<p>2から5まで (現行に同じ) (身体障害者等に対する種別割の減免)</p>	<p>2から5まで (略) (身体障害者等に対する種別割の減免)</p>
<p>第47条の2 (現行に同じ)</p>	<p>第47条の2 (略)</p>

<p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）</u>を提示するとともに、規則で定める申請書にその減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする者にあつては、運転免許証の提示を要しないものとする。</p>	<p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証</u>を提示するとともに、規則で定める申請書にその減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする者にあつては、運転免許証の提示を要しないものとする。</p>
<p>3 <u>前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、規則で定める申請書を提出しなければならない。</p>	<p>3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、規則で定める申請書を提出しなければならない。</p>
<p>付 則 (加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</p>	<p>付 則 (新設)</p>
<p>第7条の2 令和8年4月1日以後に第48条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第48条第1号オに掲</p>	

げる加熱式たばこをいい、第49条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第50条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第48条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第49条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、

<p>同号ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第49条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</p>	
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条、第24条第1項ただし書、第25条の2第1項第3号及び第25条の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日

(2) 付則第7条の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定 令和8年4月1日(区民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の千代田区特別区税条例(以下「新条例」という。)第17条及び第24条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の特別区民税(以下「区民税」という。)について適用し、令和7年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第24条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の2第1項第3号及び第25条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第25条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第24条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第25条の2第1項及び第4項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の千代田区特別区税条例(以下「旧条例」という。)第24条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第25条の2第1項及び第4項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第25条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第25条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第25条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例付則第7条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、千代田区特別区税条例第48条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第50条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第7条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 千代田区特別区税条例第50条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例付則第7条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第7条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事請負契約について

1 工事場所

千代田区西神田 2-6-2

2 工事概要

【建築概要】

- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上 25 階、地下 2 階
- ・敷地面積 3,276.62 m²
- ・延床面積 26,688.63 m²

【工事内容】

外壁改修、屋上防水改修、バルコニー改修、吹抜改修、階段改修等

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 18 日まで

4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（単体または 2 者 J V）

5 入札結果（6 月 2 日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
大成ユーレック株式会社	409,640,000 円	落札
株式会社明和美装 東京支店	503,800,000 円	
株式会社イズミ・コンストラクション	520,300,000 円	

予定価格（事後公表） 493,900,000 円（税込み）

6 契約の相手方

東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 1 号

大成ユーレック株式会社

代表取締役 青木 卓

入札参加資格要件

1	<p>○建設共同企業体（2者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「建築工事」であること</p> <p>（1）建設共同企業体（2者構成）の場合 （第一順位の構成員） ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること ② 登録業種「建築工事」の共同格付が A 格であること ③ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第 1 順位）で完成させた建築工事の実績（契約金額 3 億 4 千万円以上）を 1 件以上有すること ④ 出資割合は、50%を下回らないこと</p> <p>（第二順位の構成員） ① 本店又は支店等が千代田区内にあること ② 登録業種「建築工事」の共同格付が A・B・C 格であること ③ 出資割合は、30%を下回らないこと</p> <p>（2）単体事業者の場合 ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること ② 登録業種「建築工事」の共同格付が A 格であること ③ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第 1 順位）で完成させた建築工事の実績（契約金額 3 億 4 千万円以上）を 1 件以上有すること</p>
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
7	下請金額が建設業法第 24 条の 8 第 1 項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約について

1 工事場所

千代田区内幸町一丁目 5 番 1 号

2 工事概要

【建築概要】

- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上 3 階、地下 1 階
- ・敷地面積 1,357.28 m²
- ・延床面積 1,903.63 m²

【工事内容】

舞台照明設備の更新

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 30 日まで

4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（単体または 2 者 J V）

5 入札結果（5 月 30 日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
株式会社松村電機製作所 東京支店	220,791,890 円	落札
大東電設株式会社 神田営業所	275,990,000 円	

予定価格（事前公表） 276,001,000 円（税込み）

6 契約の相手方

東京都台東区池之端二丁目 7 番 17 号井門池之端ビル

株式会社松村電機製作所 東京支店

支店長 塚田 暁

入札参加資格要件

1	<p>○建設共同企業体（2者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「舞台装置」であること</p> <p>（1）建設共同企業体（2者構成）の場合 （第一順位の構成員） ① 本店又は支店等が東京23区内にあること ② 令和2年4月1日から令和7年3月31日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第1順位）で完成させた舞台装置工事の実績（契約金額1億9千3百万円以上）を1件以上有すること（複合工事も可） ③ 出資割合は、50%を下回らないこと （第二順位の構成員） ① 本店又は支店等が東京23区内にあること ② 出資割合は、30%を下回らないこと</p> <p>（2）単体事業者の場合 ① 本店又は支店等が東京23区内にあること ② 令和2年4月1日から令和7年3月31日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第1順位）で完成させた舞台装置工事の実績（契約金額1億9千3百万円以上）を1件以上有すること（複合工事も可）</p>
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
7	下請金額が建設業法第24条の8第1項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約について

1 工事場所

千代田区内幸町一丁目 5 番 1 号

2 工事概要

【建築概要】

- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上 3 階、地下 1 階
- ・敷地面積 1,357.28 m²
- ・延床面積 1,903.63 m²

【工事内容】

舞台音響設備の更新

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 30 日まで

4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（単体または 2 者 J V）

5 入札結果（5 月 30 日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
ヤマハサウンドシステム株式会社	164,912,000 円	落札
ジャトー株式会社 東京本社	191,345,000 円	
株式会社アセント	154,819,500 円	失格 （最低制限価格未満）

予定価格（事前公表） 206,151,000 円（税込み）

6 契約の相手方

神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目 1 番 2 号

ヤマハサウンドシステム株式会社

代表取締役 津川 能行

入札参加資格要件

1	<p>○建設共同企業体（2者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「拡声装置」であること</p> <p>（1）建設共同企業体（2者構成）の場合 （第一順位の構成員） ① 令和2年4月1日から令和7年3月31日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第1順位）で完成させたホールまたは劇場の舞台音響設備工事実績（契約金額1億4千4百万円以上）を1件以上有すること ② 出資割合は、50%を下回らないこと （第二順位の構成員） ① 出資割合は、30%を下回らないこと</p> <p>（2）単体事業者の場合 ① 令和2年4月1日から令和7年3月31日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第1順位）で完成させたホールまたは劇場の舞台音響設備工事実績（契約金額1億4千4百万円以上）を1件以上有すること</p>
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
7	下請金額が建設業法第24条の8第1項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

区立内幸町ホール改修工事請負契約について

1 工事場所

千代田区内幸町一丁目 5 番 1 号

2 工事概要

【建築概要】

- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上 3 階、地下 1 階
- ・敷地面積 1,357.28 m²
- ・延床面積 1,903.63 m²

【工事内容】

内装全面改修、屋上防水改修等

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 30 日まで

4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（単体または 2 者 J V）

5 入札結果（6 月 16 日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
株式会社東工務店	379,500,000 円	落札
立花建設株式会社	辞退	

予定価格（事前公表） 382,030,000 円（税込み）

6 契約の相手方

東京都荒川区東尾久三丁目 9 番 15 号

株式会社東工務店

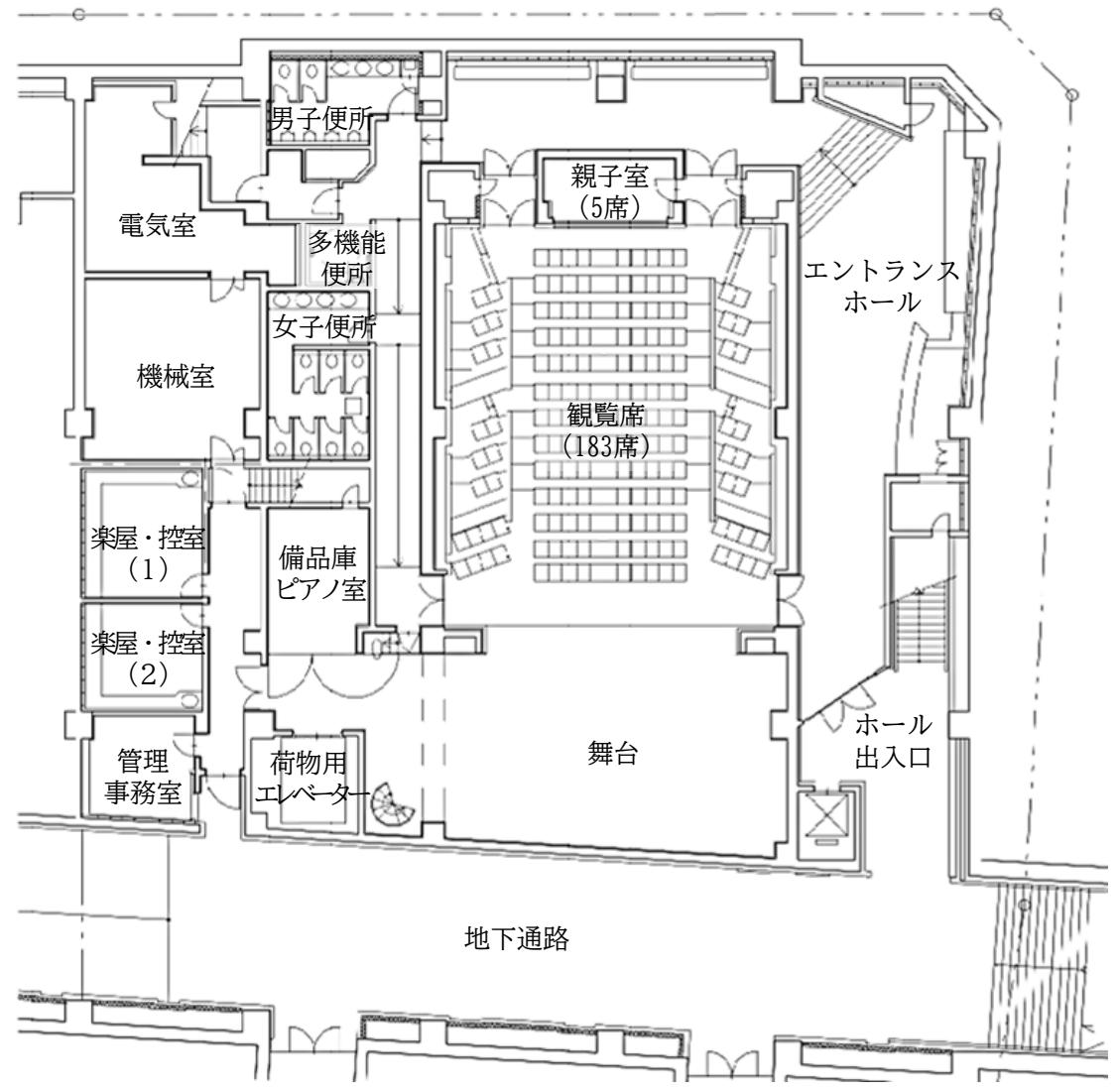
代表取締役 小根澤 美和

入札参加資格要件

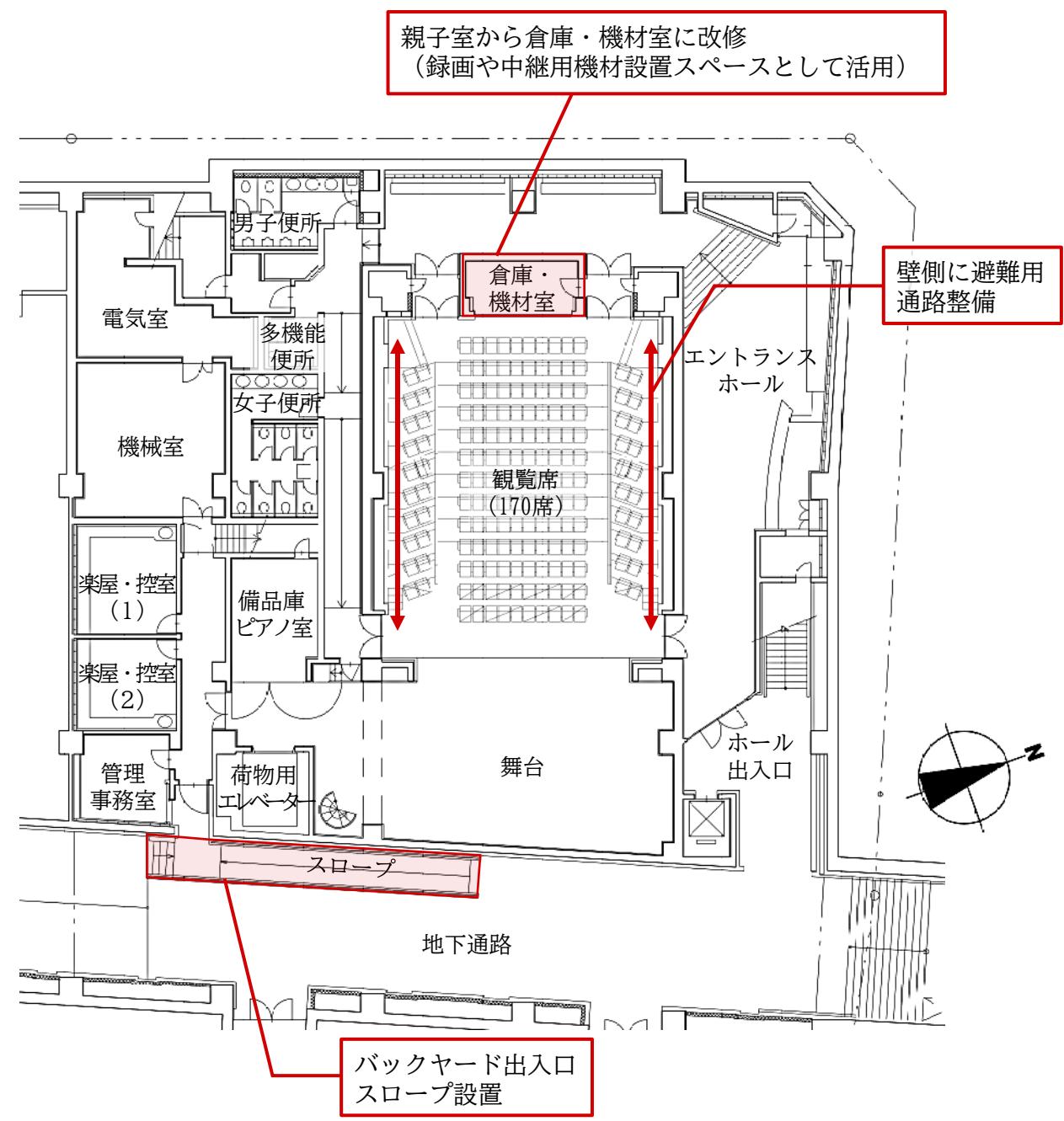
1	<p>○建設共同企業体（2者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「建築工事」であること</p> <p>（1）建設共同企業体（2者構成）の場合 （第一順位の構成員） ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること ② 登録業種「建築工事」の共同格付が A・B 格のいずれかであること ③ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第 1 順位）で完成させた建築工事の実績（契約金額 2 億 6 千万円以上）を 1 件以上有すること ④ 出資割合は、50%を下回らないこと （第二順位の構成員） ① 本店又は支店等が千代田区内にあること ② 登録業種「建築工事」の共同格付が A・B・C 格のいずれかであること ③ 出資割合は、30%を下回らないこと</p> <p>（2）単体事業者の場合 ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること ② 登録業種「建築工事」の共同格付が A・B 格のいずれかであること ③ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第 1 順位）で完成させた建築工事の実績（契約金額 2 億 6 千万円以上）を 1 件以上有すること</p>
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
7	下請金額が建設業法第 24 条の 8 第 1 項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

区立内幸町ホール改修工事について

<地下1階平面図>



既存



改修

- 建築工事**
- ・内装改修（舞台、観覧席、トイレ等）
 - ・バックヤード出入口スロープ設置
 - ・屋上防水改修

- 電気設備工事**
- ・受変電設備の更新
 - ・照明器具、非常用照明、誘導灯の更新
 - ・各設備の更新（放送、電話、時計、火災報知設備等）

- 機械設備工事**
- ・空調設備の更新（空調機、換気設備、排煙設備）
 - ・給排水衛生設備・消火設備の更新（上下水道管、給湯器、衛生陶器、ポンプ、水槽等）

- 舞台関係工事**
- ・舞台機構・舞台照明設備・舞台音響設備の更新

- 昇降機設備工事**
- ・荷物用昇降機の改修

災害対策用備蓄物資（食料）の購入について

1 購入品目

品名	数量
アルファ化米	57,600食
アルファ化米（白がゆ）	3,600食
ライスクッキー	139,200食
主菜（魚）	17,950食
主菜（野菜）	8,950食
主菜（牛肉）	14,328食

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和8年2月27日

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（6月2日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
株式会社渡辺武商店	82,378,684円	落札
シノハラ防災株式会社	83,983,068円	
株式会社清水商会 東京支店	84,123,662円	
株式会社赤尾 東京本社	84,505,204円	
有限会社三章堂	辞退	

6 契約の相手方

東京都千代田区岩本町三丁目2番1号

株式会社渡辺武商店

統括本部長 前西 君彦

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があり、登録業種は「警察・消防・防災用品」であること 本店又は支店等が千代田区内にあること
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと

【受注制限】

本案件「食料」を落札した場合、以後に実施される「衛生用品」の入札参加資格を喪失する。

災害対策用備蓄（食料）の備蓄状況・入替サイクルについて

1 備蓄物資の備蓄状況及び今後の入替計画 ※いずれも保存期間5年、備蓄期間4年
ライスクッキー

備蓄状況			
	数量：食	税抜額：円	単価：円
令和3年度	105,168	23,136,960	220
令和4年度	134,112	29,772,864	222
令和5年度	14,016	3,363,840	240
令和6年度	48,048	11,771,760	245
合計	301,344	68,045,424	

入替計画		
	回収数：食	購入数：食
令和7年度	117,360	139,200
令和8年度	134,016	132,048
令和9年度	14,016	14,016
令和10年度	48,048	48,048
合計	313,440	333,312

アルファ化米

備蓄状況			
	数量：食	税抜額：円	単価：円
令和3年度	28,500	6,982,500	245
令和4年度	22,100	5,525,000	250
令和5年度	32,350	8,993,300	278
令和6年度	86,850	25,186,500	290
合計	169,800	46,687,300	

入替計画		
	回収数：食	購入数：食
令和7年度	60,950	57,600
令和8年度	22,050	22,000
令和9年度	32,350	32,350
令和10年度	86,850	86,850
合計	202,200	198,800

アルファ化米（粥）

備蓄状況			
	数量：食	税抜額：円	単価：円
令和3年度	4,800	1,128,000	235
令和4年度	1,900	437,000	230
令和5年度	450	114,750	255
令和6年度	4,100	1,086,500	265
合計	11,250	2,766,250	

入替計画		
	回収数：食	購入数：食
令和7年度	5,000	3,600
令和8年度	1,900	1,400
令和9年度	450	450
令和10年度	4,100	4,100
合計	11,450	9,550

主菜（魚）

備蓄状況			
	数量：食	税抜額：円	単価：円
令和3年度	19,850	8,734,000	440
令和4年度	44,000	19,360,000	440
令和5年度			
令和6年度	5,550	2,608,500	470
合計	69,400	30,702,500	

入替計画		
	回収数：食	購入数：食
令和7年度	16,368	17,950
令和8年度	43,344	39,552
令和9年度		
令和10年度	5,550	5,550
合計	65,262	63,052

議場会議システム及びAV機器の購入について

1 購入品目

品 目	機 器 等	数 量
操作卓	PC 2台、タッチパネルモニター1台 他	1式
会議用ラック	音声分配器 1台、ハイパワーアンプ2台 他	1式
カメラ	PTZ対応カメラ 他	4セット
ディスプレイ	ディスプレイ 他	4セット
スピーカー及び 映像設備機器	アレイスピーカー 6台、傍聴席 天井スピー ーカー 3台、モニター 7台 他	1式
議場マイク関連 設備機器	ロングマイクロホン 66本、 マイク接続パネル 56台 他	1式

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和7年7月31日

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（4月25日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
株式会社東和エンジニアリング	50,600,000円	落札

6 契約の相手方

東京都千代田区東神田一丁目7番8号

株式会社東和エンジニアリング

代表取締役 新倉 恵里子

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があり、登録業種は「通信用機械器具類」であること 本店又は支店等が東京 23 区内にあること
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと

富士見出張所及び区民館改修工事について

1 目的

富士見出張所・区民館は、平成 13 年 3 月の竣工から 24 年が経過し老朽化が進行している。特に、空調換気設備や照明設備は故障や不具合も発生し、利用者へ不便をかけていることから、これらの設備の機能更新を行うための改修工事を令和 7 年度から令和 8 年度にかけて実施する。

2 工事概要（全体予算：224,619 千円、令和 7 年度予算：89,847 千円）

■ 工期（着手予定）

令和 7 年 7 月 28 日より令和 8 年 4 月 24 日まで（約 9 か月）

■ 工事内容

・空調設備更新、照明設備の LED 化、内装（天井、床、壁）の改修、防犯カメラ更新、和式トイレの洋式化、太陽光パネルの更新

3 富士見出張所・区民館の貸出制限等

（1）富士見区民館の貸出制限（○は貸出可能、×及び※は貸出不可）

部屋名	7 月 28 日～11 月 30 日	12 月 1 日～3 月 31 日	4 月 1 日～4 月 30 日
4 階洋室 D（料理室）	○	×	○
3 階和室	○	×	○
3 階洋室 C	※現場事務所として使用	×	○
2 階洋室 B	※8 月 4 日から事務室として使用	×	
2 階洋室 A		×	
1 階（ホール・事務室）	×	ホール・事務室（ホール内でストックヤードを運用）	
地下 1 階洋室 E	×	○	

工事の進捗により予定が変更となる場合があります。

（2）事務室他

事務室・・・令和 7 年 8 月 4 日～令和 7 年 11 月 30 日は、2 階仮事務室に移転

ストックヤード・・・令和 7 年 8 月 4 日～令和 7 年 11 月 30 日は、2 階仮事務室で運用

令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 4 月 24 日は、1 階ホールで運用

4 区民および会館利用者への周知

（1）富士見地区町会連合会合同会議にて報告

（2）広報千代田、区ホームページ、会館施設予約システムによる周知

（3）富士見区民館利用団体へチラシ配布による周知

文化芸術プランの改定について

1 背景・目的

千代田区文化芸術基本条例第6条に基づき、文化芸術施策を体系化し計画的に展開していくため、平成17年1月に千代田区文化芸術プランを策定した。

その後、平成22年4月に第二次、平成27年3月に第三次、令和3年9月に第四次文化芸術プランを策定し、文化芸術施策を推進してきた。

第四次文化芸術プランの終了年が令和7年度であることから、文化芸術を取り巻く社会情勢の変化や政策動向、区民ニーズ等を踏まえ、令和8年度以降適用する第五次文化芸術プランを策定する。

2 計画の位置づけ

千代田区第4次基本構想の下部に位置付けられる分野別計画とする。

3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

4 検討体制

千代田区文化芸術プラン推進委員会において検討する。

委員構成：学識経験者、文化関係団体（文化芸術協会、文化連盟等）、区職員
計7名

5 スケジュール（予定）

令和7年 5月 文化芸術プラン推進委員会で検討開始

11月 第五次文化芸術プラン素案作成

12月 パブリックコメント等意見聴取

令和8年 2月 パブリックコメントを踏まえた修正案の作成

3月 第五次文化芸術プラン策定

スポーツ振興基本計画の改定について

1 趣 旨

区は、令和3年10月にスポーツ振興の実現により到達すべき千代田区の未来像として、「楽々いえスポ 元気にまちスポ いいね👍スポーツちよだ」を基本理念とする「千代田区スポーツ振興基本計画」を策定した。この計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間であるため、スポーツを取り巻く社会情勢の変化や政策動向、区民ニーズ等を踏まえ、計画を改定する。

2 計画の位置づけ

- (1) スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画
- (2) 千代田区第4次基本構想で定めるスポーツ推進に関する分野別計画

3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

4 検討体制

- (1) 千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会
(構成) 学識経験者、スポーツ関係団体(体育協会、スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ)、パラスポーツ関係者、スポーツ競技関係者、小・中学校長等(計10名)
- (2) 千代田区スポーツ振興基本計画策定庁内検討会
(構成) 庁内関係部署の課長

5 スケジュール(7月以降は予定)

令和7年6月23日 第1回策定委員会開催
10月 改定計画(案)作成
11月～12月 パブリックコメント実施
令和8年 3月 改定計画策定

新スポーツセンター基本計画について

1 趣 旨

現行のスポーツセンターについては、新たな施設の整備に向けて、平成30年度に新スポーツセンター基本構想検討会を設置し、新スポーツセンター基本構想（素案）を策定、令和3年度には建設地を現地建替えとすることを決定した。

昨年度は、学識経験者や団体関係者からなる意見交換会を実施し、素案策定時点からの社会情勢の変化等について意見を聴取したうえで、新たに周辺施設との連携可能性についても検討し、基本構想（素案）を継承した新スポーツセンター基本構想を策定した。

令和7年度は、学識経験者や団体関係者からなる新スポーツセンター基本計画検討会を実施し、新スポーツセンター基本構想を踏まえ、新スポーツセンター基本計画を策定する。また、東京都千代田区合同庁舎との一体整備に向けて東京都と協議を行う。

2 策定にあたっての基本的な考え方

(1) 区民参画

「千代田区参画・協働ガイドライン」を踏まえ、新スポーツセンターの基本計画の策定に参画できるよう検討会の設置等により、可能な限り区民や関係団体等から、さまざまな意見を聴取し、その反映に努める。

(2) 情報発信

区のホームページで検討会の内容を情報発信することにより、新スポーツセンターの検討状況について把握できるよう努める。

3 検討体制

学識経験者や団体関係者からなる新スポーツセンター基本計画検討会を設置し、検討する。

(1) 新スポーツセンター基本計画検討会

(構成) 学識経験者、団体関係者 計7名程度

(団体関係者)

千代田区体育協会、千代田区スポーツ推進委員、千代田区青少年委員

千代田区健康づくり推進員、千代田区障害者共助会

区立スポーツセンター避難所運営協議会（内神田鎌倉町会）

(2) 検討内容案

- ・施設機能について
- ・規模について
- ・代替施設について 等

※検討内容や進め方については、検討会にて協議のうえ決定する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年7月	新スポーツセンター基本計画検討会設置
1月	新スポーツセンター基本計画（案）作成
令和8年2月	パブリックコメント等意見聴取
3月	新スポーツセンター基本計画策定

(仮称) 新九段生涯学習館基本構想について

1 趣 旨

九段生涯学習館(昭和55年竣工)は、「九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業」の地区内に所在している。本再開発に関する再開発ビルに配置する区有施設については、現時点で生涯学習館の機能更新を軸に検討していくこととしている。そのため、令和7年度は、新たな生涯学習館について検討を行うため、(仮称)新九段生涯学習館基本構想検討会を設置し、基本構想を策定する。

2 (仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会の設置

(1) 目的

(仮称)新九段生涯学習館基本構想を策定するため、学識経験者や団体関係者で構成する検討会を設置し、新たな九段生涯学習館のめざす姿や導入機能等について検討する。

(2) 検討会の構成

学識経験者、団体関係者 計6名程度

(団体関係者)

千代田区障害者共助会、千代田区青少年委員、千代田区文化連盟、
千代田区文化芸術協会、社会教育委員

(3) 検討内容案

- ・新たな生涯学習館のめざす姿について
- ・基本方針について
- ・導入機能について 等

※検討内容や進め方については、検討会にて協議のうえ決定する。

3 今後のスケジュール (予定)

令和7年6月	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会設置
11月	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想(案)作成
令和8年1月	パブリックコメント実施
3月	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想策定

「ホームタウンちよだ応援事業」の寄附受付開始について

1 制度概要

千代田区にゆかりのある方、千代田区をふるさとと感じる方が、ふるさと納税ポータルサイト上で応援したい団体の事業を選んで寄附をし、その寄附金の7割(上限)を、区から指定された団体へ補助金として交付することを通して地域の発展と活性化、地域社会の持続的な発展に寄与するとともに、寄附文化の醸成を図る。

2 実施概要

(1) 寄附できる方

区内在住者含む個人

(2) 指定団体

東京都都税条例指定寄附金の対象団体で、主たる事務所・事業所の住所が千代田区内にある団体のうち、本事業へ参加の申請があって区長の承認を得た45団体

○指定団体内訳

学校法人	公益財団法人	公益社団法人	独立行政法人	認定NPO法人	計
5	22	8	1	9	45

(3) 指定団体による実施事業の概要

教育・スポーツ振興、文化・芸術振興、子育て・青少年育成支援、健康・福祉、国際協力分野など
(例) 奨学金事業、認知症無料相談電話運営、難病の子どもと家族の滞在支援事業など

3 寄附の受付

(1) 寄附を受け付けるポータルサイト

ふるさとチョイス

(2) 受付期間

令和7年7月1日から12月19日まで(予定)

4 事業スケジュール

期間	内容
令和7年4月－6月	区内指定団体の募集、事業内容の審査による決定
7月－	ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通じた寄附受付開始
12月19日	寄附受付終了(予定)
令和8年1月	寄附金額の決定
3月以降	団体からの実績報告、補助金額の確定、補助金交付

令和6年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて

1 繰越明許費

繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
3	保健福祉費		147,607	29,899	0	29,899	0
1	保健福祉管理費	千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（給付金）	136,500	21,140	0	21,140	0
		千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（事務費）	11,107	8,759	0	8,759	0
4	地域振興費		497,399	494,339	0	123,563	370,776
1	地域振興管理費	物価高騰対策区民の暮らし支援事業	490,720	490,720	0	123,563	367,157
		戸籍事務費	3,619	3,619	0	0	3,619
2	総合窓口費	証明書コンビニ交付	3,060	0	0	0	0
5	環境まちづくり費		988,695	988,695	929,724	38,000	20,971
1	環境まちづくり管理費	放置自転車対策	6,071	6,071	6,071	0	0
3	道路公園費	バリアフリー歩行空間の整備（電線類地中化の推進）	510,653	510,653	510,653	0	0
		バリアフリー歩行空間の整備（歩道の設置・拡幅整備）	73,000	73,000	73,000	0	0
		自転車通行環境整備	360,971	360,971	340,000	0	20,971
		公園・児童遊園の整備（公園・児童遊園の整備）	38,000	38,000	0	38,000	0
6	総務費		3,278	3,278	0	0	3,278
1	総務管理費	本庁舎管理（本庁舎管理）	3,278	3,278	0	0	3,278
合計			1,636,979	1,516,211	929,724	191,462	395,025

(注) 未収入特定財源の内訳は、都支出金153,462千円、基金繰入金38,000千円である。

(節別内訳)

(単位：千円)

予算科目		翌年度 繰越額	所管部及び事業名
款項目	節		
3	保健福祉費	29,899	(保健福祉部)
1	保健福祉管理費	29,899	
	1 保健福祉総務費	29,899	
	3 職員手当等	0	千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(事務費)
	10 需用費	423	千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(事務費)
	11 役務費	273	千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(事務費)
	12 委託料	8,063	千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(事務費)
	18 負担金補助及び交付金	21,140	千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(給付金)
4	地域振興費	494,339	(地域振興部)
1	地域振興管理費	490,720	
	1 地域振興総務費	490,720	
	10 需用費	220	物価高騰対策区民の暮らし支援事業
	12 委託料	490,500	物価高騰対策区民の暮らし支援事業
2	総合窓口費	3,619	
	1 戸籍住民基本台帳費	3,619	
	12 委託料	3,619	戸籍事務費
	12 委託料	0	証明書コンビニ交付
5	環境まちづくり費	988,695	(環境まちづくり部)
1	環境まちづくり管理費	6,071	
	1 環境まちづくり総務費	6,071	
	12 委託料	6,071	放置自転車対策
3	道路公園費	982,624	
	3 道路新設改良費	944,624	
	12 委託料	274,053	バリアフリー歩行空間の整備(電線類地中化の推進)
	14 工事請負費	236,600	バリアフリー歩行空間の整備(電線類地中化の推進)
	14 工事請負費	73,000	バリアフリー歩行空間の整備(歩道の設置・拡幅整備)
	14 工事請負費	360,971	自転車通行環境整備
	6 公園維持費	38,000	
	14 工事請負費	38,000	公園・児童遊園の整備(公園・児童遊園の整備)
6	総務費	3,278	(政策経営部)
1	総務管理費	3,278	
	5 施設経営費	3,278	
	12 委託料	3,278	本庁舎管理(本庁舎管理)
	合計	1,516,211	

令和6年度千代田区債権管理条例の運用状況について

1 債権の放棄について

千代田区債権管理条例第7条の規定に基づき、令和6年度に放棄した債権について報告する。

債権の放棄

債権の種類	件数	金額
3種類	3件	1,999,116円

2 公表について

債権の放棄の状況について、常任委員会報告後に区ホームページで公表する。

[参考] 千代田区債権管理条例（抄） （放棄）

第7条 区長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権等及びこれに係る遅延損害金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で当該私債権等について履行される見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該私債権等につきその責任を免れたとき又は法人である債務者が同法第216条若しくは第217条の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。
- (3) 当該私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (4) 令第171条の2の規定による強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該私債権等について、当該強制執行等の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 前条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。

債権の放棄について

債権所管課	債権名	放棄理由										合計			
		第7条第1号		第7条第2号		第7条第3号		第7条第4号		第7条第5号				第7条第6号	
		生活困窮状態		破産等		消滅時効の 期間経過		強制執行手続後 の無資力		徴収停止後の無資力		死亡、失踪等			
		件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)
1	環境まちづくり部住宅課	住宅使用料（区民住宅）										1	1,685,210	1	1,685,210
2	環境まちづくり部住宅課	環境まちづくり部雑入（共益費）										1	266,000	1	266,000
3	地域振興部商工観光課	地域振興部雑入（保証料補助の返戻）			1	47,906								1	47,906
合計		0	0	1	47,906	0	0	0	0	0	0	2	1,951,210	3	1,999,116

令和6年度 各会計決算額(速報)

令和7年5月31日

1 一般会計				
予算現額 (A)		77,050,123,000 円		
	内訳	現年度	76,068,658,000 円	
		繰越明許費	981,465,000 円	
歳入総額 (B)		70,646,843,990 円 (収入率	91.7 %)	
歳出総額 (C)		65,973,842,102 円 (執行率	85.6 %)	
歳入歳出 差引額 (B-C=D)		4,673,001,888 円		
翌年度へ繰り越すべき財源				
繰越明許費繰越額 (E)		1,324,749,000 円		
(注)繰越明許費繰越額=繰越明許費 - 未収入特定財源				
未収入特定財源	153,462,000 円	都補助金	繰越明許費	
	38,000,000 円	基金繰入金		
			千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(給付金)	21,140,000 円
			千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(事務費)	8,759,000 円
			物価高騰対策区民の暮らし支援事業	490,720,000 円
			戸籍事務費	3,619,000 円
			放置自転車対策	6,071,000 円
			バリアフリー歩行空間の整備(電線類地中化の推進)	510,653,000 円
			バリアフリー歩行空間の整備(歩道の設置・拡幅整備)	73,000,000 円
			自転車通行環境整備	360,971,000 円
			公園・児童遊園の整備(公園・児童遊園の整備)	38,000,000 円
			本庁舎管理(本庁舎管理)	3,278,000 円
			計	1,516,211,000 円
実質収支額 (D-E)		3,348,252,888 円		
2 国民健康保険事業会計				
予算現額 (A)		7,189,915,000 円		
歳入総額 (B)		6,823,951,846 円 (収入率	94.9 %)	
歳出総額 (C)		5,964,334,653 円 (執行率	83.0 %)	
歳入歳出 差引額 (B-C) (実質収支額)		859,617,193 円		
3 介護保険特別会計				
予算現額 (A)		5,146,371,000 円		
歳入総額 (B)		4,909,775,689 円 (収入率	95.4 %)	
歳出総額 (C)		4,744,116,097 円 (執行率	92.2 %)	
歳入歳出 差引額 (B-C) (実質収支額)		165,659,592 円		
4 後期高齢者医療特別会計				
予算現額 (A)		2,305,096,000 円		
歳入総額 (B)		2,216,014,269 円 (収入率	96.1 %)	
歳出総額 (C)		2,147,335,549 円 (執行率	93.2 %)	
歳入歳出 差引額 (B-C) (実質収支額)		68,678,720 円		

各会計決算額 対前年度比

区分	一般会計			国民健康保険事業会計			介護保険特別会計			後期高齢者医療特別会計			合計		
	令和6年度	令和5年度	増減率	令和6年度	令和5年度	増減率	令和6年度	令和5年度	増減率	令和6年度	令和5年度	増減率	令和6年度	令和5年度	増減率
予算現額	円 77,050,123,000	円 83,592,031,000	% △ 7.8	円 7,189,915,000	円 6,390,548,000	% 12.5	円 5,146,371,000	円 4,920,819,000	% 4.6	円 2,305,096,000	円 2,141,422,000	% 7.6	円 91,691,505,000	円 97,044,820,000	% △ 5.5
歳入総額	70,646,843,990	74,124,081,276	△ 4.7	6,823,951,846	6,920,546,046	△ 1.4	4,909,775,689	4,743,422,714	3.5	2,216,014,269	2,060,648,783	7.5	84,596,585,794	87,848,698,819	△ 3.7
歳出総額	65,973,842,102	71,395,227,496	△ 7.6	5,964,334,653	5,530,098,828	7.9	4,744,116,097	4,422,947,628	7.3	2,147,335,549	1,966,960,327	9.2	78,829,628,401	83,315,234,279	△ 5.4
歳入歳出 差引額	4,673,001,888	2,728,853,780	71.2	859,617,193	1,390,447,218	△ 38.2	165,659,592	320,475,086	△ 48.3	68,678,720	93,688,456	△ 26.7	5,766,957,393	4,533,464,540	27.2
繰越明許 費繰越額	1,324,749,000	356,428,000	271.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1,324,749,000	356,428,000	271.7
実質 収支額	3,348,252,888	2,372,425,780	41.1	859,617,193	1,390,447,218	△ 38.2	165,659,592	320,475,086	△ 48.3	68,678,720	93,688,456	△ 26.7	4,442,208,393	4,177,036,540	6.3
収入率	% 91.7	% 88.7	—	% 94.9	% 108.3	—	% 95.4	% 96.4	—	% 96.1	% 96.2	—	% 92.3	% 90.5	—
執行率	% 85.6	% 85.4	—	% 83.0	% 86.5	—	% 92.2	% 89.9	—	% 93.2	% 91.9	—	% 86.0	% 85.9	—